アマチュア無線 社団局の代表者変更に関する手続きの流れ

手続き規程

・施43条第4項による、定款又は理事の変更届

○書面での提出

（電子申請はできません）

・無線局変更等申請書及び届出書（別表第十四号第２）

・無縁局事項書及び工事設計書（別表第二号の三第３）

・免許事項証明書返信用封筒

代表者氏名変更後の免許状取得

（返信用封筒による郵送）

前代表者の団体用電子申請アカウント

取得している

過去の電子申請データのダウンロード

令和6年12月31日以前の電子申請がある場合は、事前に「データの引継ぎ」作業をしてください。（電子申請Liteご利用時の、IDとパスワードが必要です。）

過去の電子申請は、「過去申請履歴照会」からダウンロードできます。

前代表者の団体用電子申請アカウントの削除

※アカウントを削除すると、過去の電子申請は見られなくなります。過去の電子申請を参照・再利用する予定がある場合は、必ずダウンロードしてからアカウントを削除してください。

取得していない

（前代表者の団体用電子申請アカウントがわからない場合はこちら）

今後電子申請をする予定は？

予定あり

新代表者による団体用電子申請アカウントの取得（ID／パスワード方式での取得）

※ダウンロードした過去の電子申請を再利用したい場合は、「申請データを読み込んで編集」をご利用ください。

予定なし

終　了